

「令和8年度デザイン等知的財産の戦略的活用による商品群の高付加価値化 実証業務」委託仕様書

1 業務名

令和8年度デザイン等知的財産の戦略的活用による商品群の高付加価値化実証業務

2 目的

「青森県」を代表する商品群において、デザイン等の知的財産を稼ぐ力に生かす戦略的な活用による付加価値向上に向けた取組を実証することにより、関係団体等が行うブランディングの取組に新たな視点が加わることで加速化・多角化に繋げることを目的とする。

3 業務の概要

本県の主要農産物である「りんご」を題材に、量販店における青森りんご売場のデザインの確立に向けた実証試験を実施する。

具体的には、「青森りんご」の包装資材や販売促進資材等のオリジナルデザインの制作及びこれら資材を含む「青森りんご」売場のデザインを設計・活用し、消費者が青森りんごを購入する売場等で、消費者のほか、店舗の果実担当者及びバイヤー又は売場会場の担当者からのヒアリング等による実証試験を行い、デザイン活用による効果を検証する。

なお、デザインの設計に当たっては、首都圏及び関西圏の量販店における日常的な「青森りんご」売場のスタンダードデザインの確立を目指すことを念頭に置くものとする。

本事業におけるスタンダードデザインとは、消費者がひと目で「青森りんご」と認識でき、新鮮さや信頼感、ブランド力が伝わる普遍的なデザインとする。

(1) ディレクターの配置

当該業務を効果的かつ効率的に進めるため、ディレクターを配置すること。

ディレクターは、当該業務全体の企画立案や進捗管理のほか、一般社団法人青森県りんご対策協議会（以下「りん対協」という。）や青森県経済産業部産業イノベーション推進課（以下「県」という。）との連絡調整を行うこと。

(2) ワーキンググループ（以下「WG」という。）の開催

当該業務における下記（3）以降の各取組について、りん対協等と連携し、円滑に進めるため、WGを年5回程度開催すること。

WGについては、県が令和8年1月9日に制定した「量販店における青森りんご売場スタンダードデザインの確立に向けたワーキンググループ設置要領」（以下

「要領」という。)に基づくものとする。

WGでは、要領の所掌事務に基づき、以下の項目について検討、意見交換すること。

- ア 青森りんごのコンセプト等の整理
- イ 青森りんご売場ベース案の制作に向けた検討
- ウ 青森りんご売場におけるスタンダードデザインの表現方法に関する検討
- エ スタンダードデザイン案制作に向けた検討
- オ 包装資材等試作品の制作に向けた検討
- カ 実証試験の実施に向けた検討
- キ 実証試験結果の検証・分析

WGを効果的かつ効率的に進めるため、ファシリテーターを配置し、企画立案や配付資料の準備を行い、WG開催に当たっては、案件や検討事項、配付資料等について、開催都度、開催日3日前までに県と協議すること。

なお、WGの開催通知業務は県が行う。

(3) 青森りんごのコンセプトづくり

スタンダードデザイン案を制作するため、青森りんごにおける基本コンセプトを整理すること。

コンセプトを整理するに当たり、メインターゲット、イメージカラー、共通言語、その他コンセプトづくりに必要な事項を決めること。

(4) 青森りんご売場のベース案の制作

スタンダードデザイン制作の基礎となる要素として、青森りんご売場の基本色、背景・下地のデザイン、その他スタンダードデザイン案制作に向け必要な素材を制作すること。

(5) 青森りんご売場におけるスタンダードデザインの表現方法の検討

スタンダードデザインについて、青森りんご売場を構成するアイテムにどのように反映させるか検討の上、整理すること。その際には、これまで売場で使われていない資材やアイデアを積極的に取り入れるよう努めること。

(6) スタンダードデザイン案の制作

上記(1)から(5)までの工程を踏まえ、量販店の青森りんご売場におけるスタンダードデザイン案を制作すること。

スタンダードデザイン案は、包装資材等販売促進資材を含む売場全体を構成するデザインを制作すること。

(7) 包装資材等試作品の製作

上記(6)で制作したスタンダードデザイン案を活用し、下記(8)の実証試験に供するための包装資材等試作品を製作すること。

(8) 実証試験の実施

上記(7)で製作した試作品を活用し、青森りんご売場等において、スタンダードデザイン案に対する消費者から意見を聞く機会を設けること。

実証試験は、首都圏及び関西圏で1回ずつ実施することし、1日(1日当たり5時間程度)以上開催すること。2日に渡り実施する場合は、連続する2日間とすること。

調査項目を設定の上、1日当たり50名以上の消費者から、スタンダードデザイン案に対する意見を徴取すること。

●実施時期：令和9年1月～2月の間

●実証項目：消費者の声、実証試験実施会場担当者の意見、その他青森りんごのスタンダードデザイン確立に向け有効な項目

実証試験実施に当たり、実証試験実施会場との連絡・調整を行い、日時や実施方法について、りん対協及び県、その他必要に応じ関係団体と協議の上進めること。

また、実証試験の内容について、企画提案書で具体的に提案すること。

(9) 結果の検証・分析

上記(1)から(8)までの一連の業務結果を検証・分析し、発注者への提言として取りまとめ、その内容は、WGにおいて共有するとともに、下記(11)の「成果報告書」に記載すること。

(10) 成果品の納入

ア 成果報告書

上記(1)から(9)までの一連の取組終了後、実施状況のほか、実証試験の分析結果、当該業務により得られた成果や課題、スタンダードデザイン確立に向けた意見等を記載した成果報告書を作成し、業務完了報告書に添付して県へ提出すること。

イ デザインデータ

上記(4)及び(6)で制作したデザイン案について、CD-ROM等の媒体によりデータファイルを県へ納品すること。

ウ 包装資材等試作品

上記(7)で製作した包装資材等試作品について、試作品本体及びCD-ROM等の媒体によりデータファイルを県へ納品すること。

(11) 著作権等知的財産権の取扱

ア 受注者は、本委託業務の実施のために必要な受注者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権について、当該権利の利用にあたり支障の無いよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受注者の責任により対処すること。

イ 受注者が本委託業務において制作したデザイン案及び製作した物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条を含む全ての権利。）は、全て発注者に帰属するものとする。

また、受注者は、上記（10）に係る成果品に関して、著作者人格権を行使しないことに同意すること。

ウ さらに、本委託業務で生じたその他知的財産権についても、使用及び処分に関する一切の権利は、発注者に帰属するものとする。

（12）その他

ア 問題等が発生した場合は、県に連絡するとともに、受注者の責任で問題解決を図ること。

イ 本仕様書に明記されていない事項等については、県と協議すること。

ウ 本事業による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止に努めること。

<全体スケジュールイメージ>

- | | |
|------|---|
| 6月 | 契約締結
事業計画の検討、第1回WG準備 |
| 9月 | 青森りんごのコンセプト等整理・決定
事前調査及び実証試験販売実施店舗選定 |
| 11月 | スタンダードデザイン案制作 |
| 12月末 | 包装資材等試作品の製作 |
| 1～2月 | 実証試験～結果検証・分析 |
| 3月中旬 | 成果報告書作成 |